

○小林委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。お手元に陳情、企画総務委員会に新たに送付されました、送付6-24、ガザ地区の人命保護および即時停戦を求める決議を求める陳情が送付されました。お手元に陳情の写しをお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情の朗読は、省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略します。本陳情について、執行機関から情報提供等ございましたら、お願いいたします。

○永見国際平和・男女平等人権課長 関連情報をご報告申し上げます。

千代田区内には、現在、イスラエル大使館が二番町にあり、また、昨年9月まで麹町二丁目に駐日パレスチナ常駐総代表部がございました。

千代田区は、平成7年に宣言をした国際平和都市千代田区宣言の趣旨にのっとり、世界の恒久平和を希求し、宣言以来、様々な平和事業を積極的に実施しているところでございます。

現在、世界の各地で争いや紛争が続く状況下、当然ながら、区としては争いや紛争はなくなるべきものと考えております。

以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。

ほかにございますか。（発言する者あり）あ、ちょっと待って。（「ごめんなさい」と呼ぶ者あり）待って、ちょっと。理事者のほう。（発言する者あり）はい。よろしいですね。

なければ、本陳情を執行機関の確認は終了しました。議員の皆さんから、質疑を受けません。

○永田委員 この陳情の趣旨の内容を見ると、パレスチナ側に立った人道的な問題を訴えておりますが、この事件のというか、今回の発端は、昨年、イスラエルでの野外イベント中に襲撃、パレスチナ、ハマスが襲撃して、それで300人以上、何百人だったか忘れましたが、犠牲になったところから始まっていて、で、その以前も複雑な歴史的背景がある中で、イスラエル、パレスチナ、片方に偏った判断というのは、非常に難しいではないかと思えます。この紛争そのものがなくなることが必要、そういう陳情であれば、意見書であれば、一つ考慮する余地はあると思えますが、この中を見ると、イスラエルが一方的に悪い、その判断は我々はできないということを申し上げたいと思えます。

○小林委員長 はい。意見がありました。

ほかにございますか。

○大坂委員 今、永田委員からもありましたとおり、国際紛争そのものがなくなっていかなければならない、人権を守らなければならない。この方向性自体は、誰も反対するものではないというふうには思っています。

また、一方で、様々な立場がある中で、国際的なその判断というものについては、日本国においては政府、外務省が中心となってやっていかなければならない。で、その判断の材料としては、我々の国益と世界平和、これ双方が両立する形での判断を求められるというふうには思っています。

そうした中で、我々地方議会として何ができるのかということ考えたときに、政府の考えをしっかりと尊重して、バックアップしていかなければならないということを見ると、議会として、こういったことを決議することを、そもそも議論するのにはなじまないのではないのかなというふうに思っております。

また、このガザ地区の問題に対しては、結構長引いてしまっはいますけれども、即時の停戦そのものが、その問題の根本の解決につながっていかないのではないかなというような考え方もあることから、今回この議論というのは、なじまないのかなというふうに判断しております。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。じゃあ、なければ質疑は終了いたします。

本陳情に対して、委員の皆様から意見等ございますか。

○大坂委員 今申し上げたとおり、この陳情については、議会で議論するには少しなじまないのかなと思っておりますので、陳情者にお返しをすべきかなと思っております。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、本陳情の取扱いについて、いかがいたしますか。はい。

それでは、皆さんの意見がございまして、本陳情については、大坂委員からも意見、永田委員からも質疑をされましたけれども、発言の頂いたとおり、本陳情については、当委員会で判断するのはなじまないということで、本陳情については、今の議論をもってして、なじまないということで、陳情はお返しするというで終了したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、本陳情については終了いたします。

以上で、日程1、陳情審査を終了いたします。